

個人情報への取り組みについて

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が成立し、平成17年4月から企業や健康保険組合の個人情報の取り扱いに関する義務が課せられるようになり、京成電鉄健康保険組合（以下「当組合」という。）では、個人情報保護管理規程を制定するとともにプライバシーポリシー等を公表してきました。

平成25年5月には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）」が成立し、平成27年10月から施行されました。当組合においても、被保険者・被扶養者（以下「加入者」という。）の個人番号を収集・管理することとなりました。

さらに、平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法にともない、当組合の個人情報保護管理規程を改正しております。

当組合は、加入者の病気やケガの治療費をみるだけでなく、加入者の健康の保持増進のために健康教育、健康相談、健康診査、保健指導、疾病予防など必要な事業も行っております。加入者の個人情報は、当組合が以上のようなサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し取り扱うため、「個人情報保護法」・「番号法」・「厚生労働省からの通知およびガイダンス」に則り、別添の通り各規程等を整備し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に徹底させ、個人情報保護に万全を尽くして参ります。